舞鶴市西市民プラザ指定管理者募集要項

令和5年9月

舞鶴市市民文化環境部人権啓発・地域づくり室地域づくり支援課

舞鶴市西市民プラザにおける市民サービスの向上と効率的な管理運営を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び舞鶴市西市民プラザ条例(平成14年条例第28号。以下「条例」といいます。)の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

1 指定管理者の募集

(1) 指定管理者募集における基本的な考え方

舞鶴市では、次に示す舞鶴市西市民プラザの果たすべき使命(ミッション)や将来的な構想(ビジョン)を通して、指定管理者がそのノウハウ等を十分発揮し、市民サービスの向上や、子どもや高校生等の若者や働く現役世代を含む多世代による利用の促進、世代間のきずなが生まれるきっかけづくり、施設の効果的・効率的な運営が図られる提案を求めるものです。

(2) 舞鶴市西市民プラザの設置目的(役割・ミッション)

舞鶴市西市民プラザは、地域の活動拠点として、子どもから高校生、現役世代、 高齢者まで多様な世代の市民が集い交流する場となり、西地区中心市街地に活気、 活力をもたらすことを目的とします。

(3) 施設運営の基本的な方向性(運営方針・ビジョン)

近年、少子高齢化に伴う人口減少、地域コミュニティの衰退など地域を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。また、将来の地域の担い手である高校生等の若者や子どもの居場所が少ないことも課題となっています。

このような現状を打破するため、舞鶴市西市民プラザの指定管理者には、施設の 役割を踏まえ、西市民プラザが地域の活動拠点として、子どもから高校生、現役世 代、高齢者まで多様な世代の市民が集い交流する場となり、人の流れができること で活気が生まれ、新たな世代間のつながりやきずなが育まれるための仕掛けづくり が求められるところです。

多様な世代が集い交流するためには西市民プラザがこれまで施設を訪れることが少なかった高校生などの若者や現役世代にとって居心地の良い場所となり、子どもが地域と関わる場所となることが絶対に必要となります。

このため、舞鶴市西市民プラザの指定管理者には、単なる施設の管理・運営にとどまらず、城下町として発展してきた西地区の歴史遺産や田辺城まつりに代表される様々な歴史イベントの側面支援、西市民プラザが持つ独自のコンテンツを活用して各世代にとって居心地の良い場所とするための企画力、これまで施設を利用したことがない市民へ情報を届けるための情報発信力、施設の魅力を高めるために常に新たな企画に挑戦する行動力が求められます。

2 施設の概要

- (1) 名称 舞鶴市西市民プラザ
- (2) 所在地 舞鶴市字円満寺158番地の6
- (3) 施設の構造・規模等

詳細は、別紙「舞鶴市西市民プラザ管理業務仕様書」(以下「仕様書」といいます。)のとおりです。

3 指定管理者が行う業務

- (1) 施設を有効活用した高校生などの若者や子どもの居場所づくりに関する業務
- (2) 高校生などの若者や子どもと地域とのつながりづくりに関する業務
- (3) 施設の利用承認に関する業務
- (4) 施設の維持管理に関する業務
- (5) その他施設の管理運営上市長が必要と認める業務 なお、詳細については、別紙「仕様書」を参照ください。

4 指定管理者が行う管理の基準

(1) 開館時間

9時~22時

(2) 高校生等の若者に施設の一部を無料開放する時間

平日の毎日4時間程度

土、日の3時間程度

(3) 子ども食堂として無料開放

子ども食堂開設の希望があった場合には、施設の一部を無料開放する。

無料開放した場合には、無料とした分の利用料金について、年度末に清算し指定管理料を増額する。

- ※(2)、(3) については、令和6年度から8年度までとし、8年度末に検証を行います。
- (4) 休館日 指定管理者において、毎年4月1日~翌年の3月31日の間で臨時に 休館することができます。この場合、事前に市に協議して承諾を得るとともに、 休館の決定後は、速やかに市民に周知してください。
- (5) 舞鶴市公共施設予約システム

舞鶴市では、公の施設利用者の利便性の向上を図るため、公共施設予約システムを導入しています。舞鶴市西市民プラザを管理運営するにあたっては、このシステムを使用していただくことになります。(利用者登録の受付業務、端末操作等)

(6) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律第66条第2項及び第67条の規定に基づき、指定 管理者に係る公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、 その業務に関し知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利 用してはなりません。 また、同法第 176 条及び第 180 条の規定に基づき、正当な理由なく、若しくは不正な利益を図る目的で個人情報を提供し、又は盗用したときは、罰則が科されます。

(7) 管理に関する情報の公開

施設を管理するにあたって取得又は作成した情報の取扱いについては、舞鶴市 情報公開条例の規定を参考に適正な取扱いを行ってください。

(8) 利用料金制度の採用

施設の利用料金は、条例で定める金額を上限として、市長の承認を受けて設定していただきます。この利用料金は指定管理者自らの収入になります。また、利用料金の減免については、市長が別に定める減免基準に従って行っていただきます。

(9) 関係法令等の遵守

- ① 地方自治法及び地方自治法施行令
- ② 労働関係法規(労働基準法、労働契約法、労働組合法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者派遣法等)
- ③ 舞鶴市西市民プラザ条例及び舞鶴市西市民プラザ条例施行規則
- ④ 舞鶴市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例
- ⑤ 舞鶴市公共予約システムの利用者登録等に関する規則
- ⑥ その他の関係法令

5 指定期間を通じて達成すべき成果(数値)目標

指定管理者が業務の遂行にあたり業務の質の向上を図るため、成果目標を次のとおり 設定します。

【市が設定する成果目標】

- ① 利用人数 年間10万人以上
- ② 自主事業の実施件数 年間50回以上
- ③ ②のうち、新規事業実施件数 年間12回以上
- ④ ②のうち、親子向けの事業実施件数 年間12回以上
- ⑤ 高校生の利用人数 年間1,000人以上

6 指定管理者の指定の予定期間

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間を予定しています。ただし、この指定の期間は、市議会の議決により確定することとなりますので、ご留意ください。

7 管理運営に要する経費等

(1) 管理運営に係る指定管理料

① 指定管理料の支払

指定管理者業務に係る経費は、4月1日から翌年の3月31日までの会計年度ごとに指定管理者と協定を締結し支払うこととし、支払方法は、別途協定により決定します。

② 指定管理料の額

指定管理料の額は、指定管理者から提案された事業計画書及び収支予算書を基 に、指定管理者との協議を経て、予算の範囲内で決定します。なお、管理業務の 変更、社会経済情勢の大幅な変動等があった場合は、指定管理者と市との協議に より指定管理料を増額し、又は減額することがありますが、協議が整わない場合 は、市が指定管理料の額を決定することとします。

(参考)指定管理料の想定上限額は、次のとおりです。

令和6年度	31,096,000円
令和7年度	31,096,000円
令和8年度	31,096,000円
令和9年度	30,800,000円
令和10年度	30,800,000円

応募される団体は、この想定上限額を下回る範囲で指定管理料を提案してください。

③ 利用料金の改定

市が条例改正により利用料金の改定を行った場合で、当該改定に伴い利用料金収入が変動すると想定されるときは、指定管理料を増額し、又は減額することがあります。

④ 電気料金の算定

指定管理料の積算にあたって、電気料金は関西電力株式会社の一般的な単価を使用しています。市が電力会社と新たに電気料金に係る契約を行った場合は、 当該契約に定める単価で改めて積算し、その差額に相当する指定管理料を増額 し、又は減額することとなります。

(2) その他会計に関すること

- ① 指定管理者業務の執行に係る経費及び収入については、独立した会計帳簿書類を設け、また、専用の口座を設けるなど収支を明らかにし適正に管理してください。
- ② 指定期間満了日後の使用に係る利用料金を事前に収受する場合は、その利用料金に相当する金額を、新たな指定管理者に引き継ぐものとします。

8 応募の資格及び方法

(1) 資格要件

指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体、または 複数の法人等が共同する共同事業体(以下「団体」といいます。)で、個人での 応募はできません。

(2) 欠格事由

次に該当する団体は、応募することができません。

- ① 市税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること。
- ② 労働保険(雇用保険・労災保険)及び社会保険(健康保険・厚生年金保険)への加入が必要であるにもかかわらず、その手続を行っていないこと。
- ③ 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること。
- ④ 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること。
- ⑤ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、舞鶴市から入札の参加者資格を 取り消されていること。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力 団及びそれらの利益となる活動を行うこと。
- ⑦ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること(仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと。)
- ⑧ 当該施設の管理運営に不可欠な資格等を有していないこと。
- ※ 共同事業体の場合には、代表団体を選定し、代表団体及び構成団体のいずれもが、上記の要件に該当していることが必要です。また、共同事業体の各構成団体は、ほかの共同事業体の構成団体となること、又は単独で申請を行うことはできません。

(3) 応募書類の受付

① 受付期間・時間

令和5年9月1日(金)から同年10月10日(火)の午前8時30分~午後5時(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

② 提出方法

申請書等の応募書類は正本1部を作成し、市役所市民文化環境部人権啓発・地域づくり室地域づくり支援課へ直接持参してください。

(4) 応募書類

- ① 舞鶴市公の施設の指定管理者指定申請書
- ② 公の施設に係る事業計画書(様式1)
- ③ 登記事項証明書(法人の場合)
- ④ 団体の本年度の収支予算書及び事業計画書並びに前2年度の収支計算書及び事

業報告書(損益計算書、貸借対照表等)

※任意団体にあってはこれらに類する書類

- ⑤ 公の施設の管理に関する業務の収支予算書(様式2)(人件費算出資料を添付)
- ⑥ 団体の概要(様式3)
- ⑦ 団体を証する書類(定款、寄附行為、規約、組織図、役員一覧)
- ⑧ 業務に必要な資格を証する書類
- ⑨ 納税証明書(市税、消費税及び地方消費税)
- ⑩ 欠格事由に該当しないことの宣誓書(様式4)
- ① 労働保険・社会保険の加入の必要がないことについての申出書(様式5)
- ② 共同事業体結成協定書
- (13) その他仕様書において定める書類

(5) 応募説明会の開催

- ① 日時 令和5年9月13日(水) 午後1時から
- ② 場所 舞鶴市役所 本館 2 階 202 会議室

施設見学を希望する場合は、舞鶴市市民文化環境部人権啓発・地域づくり室地域 づくり支援課に連絡していただき、日程等を調整の上、施設を見学していただきま す。

【募集要項に関する質疑】

	~ / I .U	SV PR A A 6 - 200 3 3 A 7 - 1 - 2 - 1 - 2 - 1 - 2 - 1 - 2 - 1 - 2 - 2
	受付期間	説明会終了後から令和5年9月20日(水)午後5時まで
	受付方法	指定の様式によりファクシミリにて提出してください。(質疑はフ
	又的力伍	ァクシミリのみで受け付けます。)
		質問事項に対する回答は、令和5年9月25日(月)午後1時以降
質		に、応募説明会に出席した団体すべてに対してファクシミリにて送
		信します。
		応募説明会に出席した団体以外で、質問に対する回答を希望する
疑	回答	団体は、令和5年9月20日(水)午後5時までにファクシミリでそ
		の旨お知らせください。
		質疑に対する回答はファクシミリにて行います。なお、すべての
		質疑及び回答につきましては、舞鶴市のホームページに掲載いたし
		ます。

9 指定管理者の選定

舞鶴市指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」といいます。)において、提出された事業計画書等の書類審査及びヒアリングを実施のうえ、審査基準に基づいて総合的に評価し、指定管理者候補者の選定を行います。

審査に係る基本的な事項

- ① 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- ② 施設の適切な維持及び管理並びに管理経費の縮減が図られるものであること。
- ③ 施設管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- ④ その他、当該施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。

審査項目及び配点

施設の設置目的や市の基本的な考え方に対して、指定管理者がそのノウハウを活かし、効果的・効率的に管理運営が図られるような事業の企画をご提案ください。 指定管理者候補者の選定にあたっては、応募書類等に基づき、次に揚げる項目について審査を行います。

共通評価項目			
I団体に関する事項(30点)	基本方針	指定管理者としての基本姿勢について	1 5
	人的な能力	執行体制及び人材育成等について	5
	財政的な能 力	財務状況について	5
	法令等を遵 守する能力	諸規程の整備状況について	5
Ⅱ サービスに 関する事項 (40 点)	利用者への 対応につい て	利用者本位の柔軟なサービスの提供について	2 5
		日常時の安全管理について	5
	安全管理	緊急時の対応について	5
		個人情報保護について	5
Ⅲ管理経費の 節減等に関す る事項(30点)	適切な積算	事業計画等との関係について	2 0
	節減努力	提案額	1 0
個別評価項目			配点
IV自主事業に関する事項 (20点)		① まちづくりの拠点となる地域活性化事業	5
		② 住民によるまちづくり支援事業	5
		③ 高校生や若者による利活用交流事業	5
		④ 子育て支援事業	5

- ※応募団体の得点率が最低基準(60%)に満たない場合は失格とします。応募団体が 1であった場合も同様とし、この場合は再公募又は市の直営とします。
- ※現指定管理者が応募した場合は、モニタリングにおける実績評価に基づき、0.85 点減点されます。

指定管理者候補者の決定

選定委員会での選定結果を踏まえ、指定管理者候補者を決定します。結果は、応募書類を提出した法人等に書面で通知します。

また、選定委員会での選定結果(応募状況、指定管理者候補者の選定理由・提案価格、応募団体の提案内容に係る審査点数等)は、舞鶴市ホームページ等で公表します。

選定対象からの除外

提出書類に虚偽又は不正があったときなど不正行為があったときは、指定管理者 候補者の選定の対象から除外します。

10 指定管理者の指定

指定管理者候補者に選定された法人等については、令和5年12月招集予定の舞鶴市議会定例会において議決を経た後に、指定管理者として指定します。ただし、指定申請以降に、「8(2)欠格事由」のいずれかに該当することが判明した場合は、指定をしないことがあります。

11 指定管理者との協定の締結

指定管理者を指定した後、指定期間全体の「基本協定」を締結するとともに、年度ごとに指定管理料等についての「年度協定」を締結します。

12 市と指定管理者との責任の分担

指定管理者と市とのリスク管理及び責任分担については、原則として次のとおりと します。

内容	指 定 管理者	舞鶴市
利用の承認、利用承認の取消し等	\bigcirc	
目的外使用許可(自販機の設置など)		\circ
利用料金の収受、利用料金の減免・不返還	\circ	
利用者に係る苦情及びトラブルへの対処(指定管理者の業務		
範囲内のもの)		
利用者に係る苦情及びトラブルへの対処 (上記以外のもの)		0
利用者等への損害賠償(指定管理者に故意又は過失がある場		
合は指定管理者に求償します。)		
施設、設備等の保守点検等維持管理	仕様書に定める区分	
安全衛生管理	\bigcirc	
消耗品の交換	0	
施設、設備等の修繕(修繕費 20 万円未満の事案)	0	

施設、設備等の修繕(修繕費 20 万円以上の事案)		協議事項	
施設、設備等の大規模改修		\circ	
自然災害時の対応	\circ	0	
火災保険の加入		\circ	
損害賠償保険の加入	\circ		
包括的管理責任(管理の瑕疵を除く。)		0	
指定管理業務の終了に伴い要する費用	0		

- ※ 大規模改修とは、資産価値の向上又は耐用年数の延長が図られるものをいう。
- ※ 自動販売機等の設置に係る土地又は建物の使用料に関しては、市の収入となります。

13 モニタリングと実績評価

(1) モニタリング及び自己評価の実施

指定管理者は、定期的に施設利用者から意見や満足度等を聴取し、利用者モニタリングを行うこととします。また、利用者モニタリングの結果及び利用実績の分析により、施設管理実績の自己評価を行い、市へ報告するものとします。

(2) 市による実績評価

市は、指定管理者から提出のあったモニタリング結果、事業実績報告書及びヒアリングにより指定管理者の実績評価を行います。

(3) 指定管理者選定委員会の関与

指定管理者選定委員会は、担当課が実施した評価の確認と改善事項の提案を行います。

(4) 実績評価の次期選定への反映

より良い管理運営を促すため、指定管理者に指定された団体が次期選定に際し 応募した場合、これまでの管理運営の実績を加減点評価(±5点)として選定評 価に反映できるものとします。

14 その他

(1) 施設管理開始までにおける指定の取消し

協定を締結するまでに次の事項に該当するときは、指定を取り消し、協定を締結しない場合があります。

- ① 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。
- ② 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(2) 業務の再委託

指定管理者が行う業務を一括して第三者に委託し、請け負わすことはできません。ただし、清掃、機械警備などの個別業務については委託することができます。

(3) 利用許可等の引継ぎ及び雇用の維持

現指定管理者が令和6年3月31日以前に受付、利用の許可を行った指定期間 以後の予約については、新指定管理者に引き継ぐものとし、管理者の変更により 利用申込者が不利益を被らないよう配慮してください。

また、新旧指定管理者の業務の引継ぎがスムーズに行われること及び雇用の維持の観点から、旧指定管理者の職員のうち希望する者を新指定管理者のもとで雇用するよう配慮してください。

(4) 災害等発生時の対応

舞鶴市西市民プラザの一部は市の防災拠点と位置付けられており、大規模災害 発生時等において、救援活動拠点等として市が優先的に利用する場合があり、そ の場合は開館に協力をしてください。

(5) 市内の産業振興や雇用の確保への配慮

指定管理者が行う管理運営にあたって、原則、職員の雇用については市内居住者の雇用に努め、委託業務や修繕等の工事の発注や物品の調達等においては市内業者への発注に努めてください。

(6) 提出書類の取扱い・著作権

応募書類は理由の如何を問わず返却しません。

市が提示する設計図書(平面図等)の著作権は舞鶴市及び設計者に帰属し、団体の提出する応募書類の著作権は作成した団体に帰属します。

応募書類については、舞鶴市情報公開条例に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に公開されます。また、指定管理者となった団体の応募書類については、指定の議決後公表します。その他市が必要な場合には、応募書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

(7) 指定の取消し及び管理業務の停止

指定期間中に指定管理者による管理が適当でないと認められるときは、指定の 取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあ ります。

15 問い合わせ先

舞鶴市市民文化環境部人権啓発・地域づくり室地域づくり支援課

〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸1044番地

電話 0773-66-1073

Fax 0773-62-9891

e-mail community@city.maizuru.lg.jp